

遊漁規則一覽

菊池川漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	1
白川漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	8
熊本市漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	14
緑川漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	18
氷川漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	26
球磨川漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	30
水俣川漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	46
小国漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	52
鏡町漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	56
昭和漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	60
鏡町漁業協同組合他1組合	・ ・ ・ ・ ・	64
鏡町漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	72
郡築内水面漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	76
八代南部内水面漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	82
蘇陽地域漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	84
綾北川槻木漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	93
芦北町内水面漁業協同組合	・ ・ ・ ・ ・	98

菊池川漁業協同組合内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、菊池川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、やまめ、かまつか、てながえび、すっぽん及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間及び漁具・漁法等)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法によりウ欄に掲げる統数の範囲で、エ欄に掲げる区域でオ欄に掲げる期間において行わなければならない。

ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁具・漁法、統数、区域又は期間を制限することができる。

2 理事が前項に掲げる制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数	エ 区 域	オ 期 間
あゆ	竿 釣 (友釣)	1人1本	内共第1号の漁場内	6月1日から 11月30日まで
	竿 釣 (がっくりがけ)	ルアー・リールの使用は禁止	〃	10月1日から 11月30日まで
	投 網 四 っ 手 網	制限なし	〃	7月15日から 11月30日まで
	刺 網	1統50メートル以内1人2統以内 (夜間燈火使用禁止)	〃	8月1日から 11月30日まで

	縄 場 釜 や な	1人1ヶ所	指定縄場箇所	9月1日から 11月30日まで
こ い	竿 釣	竿釣1人3本以内	内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	投 網 四 つ 手 網	制限なし	内共第1号の漁場内	7月15日から 翌年2月末まで
	刺 網	1統50メートル以内1人2統以内	内共第1号の漁場内	8月1日から 翌年2月末まで
	待 た ぶ		内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	は え 縄	30メートル以内 1人3本以内	内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
う な ぎ	竿 釣	竿釣1人3本以内	内共第1号の漁場内	4月1日から 9月30日まで
	うなぎ築石	1人3ヶ所以内	内共第1号の漁場内	4月1日から 9月30日まで
	うなぎてぼ	1人10本以内	内共第1号の漁場内	4月1日から 9月30日まで
	は え 縄	30メートル以内 1人3本以内	内共第1号の漁場内	4月1日から 9月30日まで
は え (おいかわ) ・ ふ な ・ う ぐ い ・ か ま つ か ・ て な が え び ・ す っ ぽ ん ・ わ か さ ぎ	竿 釣	制限なし	内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	投 網 四 つ 手 網	制限なし	内共第1号の漁場内	7月15日から 翌年2月末まで
	刺 網	1統50メートル以内1人2統以内	内共第1号の漁場内	8月1日から 翌年2月末まで
	待 た ぶ		内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	は え 縄	30メートル以内 1人3本以内	内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	えび玉すく い		内共第1号の漁場内	1月1日から 12月31日まで
	やまめ	竿 釣	竿釣1人1本	内共第1号の漁場内
もくずがに	釜つき刺網 竹棚使用かに場	1人1ヶ所 300ヶ所以内	指定縄場箇所	9月1日から 11月30日まで

3 次の表に掲げる区域では、竿釣以外の方法で水産動植物を採捕してはならない。

河川名	区 域
上内田川	山鹿市菊鹿町吉原砂防ダム下流端から吉原堰上流端までの区域
岩 野 川	山鹿市鹿北町椎持麻生橋上流端から下流800メートルまでの区域
	山鹿市鹿北町椎持板曲橋上流端の上流50メートルから下流 250メートルまでの区域
	山鹿市舞鶴橋上流端から下流500メートルまでの区域

4 次の表に掲げる区域では、第1項のあゆを除く魚種の投網で、網目8分目(12.5センチメートル)以上での採捕については、第1項の期間にかかわらず同表の期間とする。

河川名	区 域	期 間
菊池川	白石堰上流端の下流200メートルから河口までの区域	1月1日から 12月31日まで

5 オランダ釣りによる遊漁をしてはならない。

6 刺網又は船刺網の勢子は、1名とする。

ただし、勢子は、組合員又は第2条の規定により遊漁料の納付を受けた遊漁者に限る。

7 えさ付かごを使用して、もくずがにを採捕することを禁止する。

8 刺網の使用は、100名を限度とする。

(漁具の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種、イ欄に掲げる漁具・漁法でウ欄に掲げる規模のものを使用してはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あ ゆ	投 網	網目 1.2 センチメートル 未満のもの
	刺 網・四つ手網	網目 2.0 センチメートル 未満のもの
こ い	投 網	網目 2.0 センチメートル 未満のもの
	刺 網・四つ手網	網目 7.0 センチメートル 未満のもの
ふな・てながえび おいかわ(はえ) うぐい・かまつか	投 網	網目 1.2 センチメートル 未満のもの
	刺 網・四つ手網	網目 1.2 センチメートル 未満のもの
もくずがに	釜つき刺網・竹柵使用かに場	網目2寸5分(7.5センチメートル) 未満のもの

(全長等の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
や ま め	全長15センチメートル以下
もくずがに	全甲幅長4センチメートル以下
う な ぎ	全長21センチメートル以下

(放流種苗保護のための制限)

第6条 魚種の区域及び期間については、第3条の規定にかかわらず、次の表の ア欄に掲げる河川のイ欄に掲げる区域内においてウ欄に掲げる期間中、水産動植物を採捕してはならない。

ア 河川名	イ 区 域	ウ 期 間
菊 池 川	山鹿大堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	七城町橋田堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 加恵堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 菰入堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	菊池市長清堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 菊池堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	立門取水堰軸より上流50メートル及び下流65メートルまで	1月1日から12月31まで
	菊池溪谷九電第5発電所取水堰より上流	1月1日から12月31まで
	白石堰上流端の上流120メートルから下流200メートルまでの区域	1月1日から12月31まで
	山鹿市岩野川吐合右岸に設置した標柱と左岸の志々岐に設置した標柱を結んだ線から下流1000メートルまでの区域	1月1日から12月31まで
菊池市清水橋上流端から菰入堰上流端までの区域	1月1日から12月31まで	
大場堰上流端より菊池溪谷九電第5発電所取水堰まで	10月1日より2月末日まで	
迫 間 川	七城町新田堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 荒野堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 辺田堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	竜門ダム軸より上流400メートル及び下流160メートル	1月1日から12月31まで
	市野瀬橋上流端から竜門ダム軸より下流160メートル地点まで	10月1日より2月末日まで
岩 野 川	山鹿市寺島堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで
	〃 甲原堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31まで

	本多久橋上流端から上流の区域	10月1日より2月末日まで
上内田川	鹿本町梶屋堰堤より下流50メートルまで	4月1日から5月31日まで
	深瀬橋上流端から上流の区域	10月1日より2月末日まで
木護川	銚ノ甲川合流点より上流	10月1日より2月末日まで
銚ノ甲川	菊池川合流点より上流	10月1日より2月末日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が竿釣のときは中学生徒までは無料、それ以外のときは、小学生児童、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を付加して得た額とする。

(1) 竿釣、待たぶ、はえ縄、うなぎ築石、うなぎてぼによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	竿釣(友釣) (がっくりがけ)	日券	2,000円
		年券	6,000円
こい・おいかわ(はえ)・うなぎ・ふな・うぐい・かまつかてながえび・すっぽん・わかさぎ・やまめ	竿釣(穴釣を含む) 待たぶ・はえ縄	日券	1,000円
		年券	3,000円
うなぎ	うなぎ築石・うなぎてぼ	年券	4,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具・漁法		遊漁料	
あゆ・こい・おいかわ(はえ) うなぎ・ふな・うぐい・かまつか・てながえび・すっぽん	投網		日券	2,000円
			年券	5,000円
あゆ・こい・おいかわ(はえ) うなぎ・ふな・うぐい・かまつか・てながえび・すっぽん	刺網	徒歩	年券	15,000円
		船使用	年券	30,000円
あゆ・もくずがに	縄場・笠やな 笠つき刺網・竹棚使用かに場		入札価格	

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 組合事務所（山鹿市南島1288番地2）
- (2) 遊漁料徴収業務委託者（各市町所在の釣具店等の取扱店含む）

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）及び刺網・船刺網には遊漁承認帽（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 漁法

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
- 4 遊漁承認証は、別記様式第1号とする。ただし、組合が指定するオンラインシステムで遊漁料の納付を受けたときに交付する場合は、別記様式第2号とする。

（遊漁に際し守るべき事項）

- 第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名
- 3 漁場監視員証は、別記様式第3号とする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ以後のその者の遊漁を拒否することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行し、漁業権の存続期間適用する。

白川漁業協同組合内共第2号第5種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第1条 この規則は、白川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ（はえ）、もくずがに及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときには、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法によりウ欄に掲げる規模の範囲内において、エ欄に掲げる区域でなければ遊漁してはならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模	エ 区 域
あゆ	手釣、竿釣	制限しない	制限しない
	投網（夜間燈火 使用禁止）	1人1統	
やまめ	手釣、竿釣	1人1本	制限しない
	投網（夜間燈火 使用禁止）	1人1統	
おいかわ（はえ）、 ふな、こい、うなぎ	手釣、竿釣	1人3本以内	制限しない
	はえなわ	30メートル以内 1人2本以内	
	さかてぼ	1人5本以内	
	たも網	1人2統以内	
	投網（夜間燈火 使用禁止）	1人1統	
もくずがに	かにうけ	1人2統以内	指定箇所のみ
	かにかご	1人5籠以内	制限しない

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法によりウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
あゆ	手釣、竿釣	6月1日から12月31日まで
	投網（夜間燈火使用禁止）	8月1日から12月31日まで
やまめ	手釣、竿釣	3月1日から9月30日まで
	投網（夜間燈火使用禁止）	8月1日から9月30日まで
おいかわ（はえ）、 ふな、こい、うなぎ	手釣、竿釣	1月1日から12月31日まで
	はえなわ	
	さかてぼ	
	たも網	
	投網（夜間燈火使用禁止）	8月1日から12月31日まで
もくずがに	かにうけ	8月1日から12月31日まで
	かにかご	9月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、熊本県漁業調整規則（熊本県規則第51号）の規定による水産動植物の採捕禁止区域においては、採捕してはならない。

2 立野ダム本体下流域から上流の流木等補足施設（スリットダム）までの区域は、採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学校児童のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲げる額の2分1に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ	手釣・竿釣	日券	1,000円
		年券	5,000円
	投網（夜間燈火 使用禁止）	日券	1,000円
		年券	4,000円
やまめ	手釣・竿釣	日券	500円
		年券	3,000円
	投網（夜間燈火 使用禁止）	日券	1,000円
		年券	4,000円
おいかわ（はえ）	手釣・竿釣	日券	500円
		年券	3,000円
おいかわ（はえ）、ふな、 こい、うなぎ	手釣・竿釣	日券	500円
		年券	3,000円
	はえなわ	日券	500円
		年券	3,000円
	さかてぼ	日券	500円
		年券	3,000円
たも網	日券	1,000円	
	年券	4,000円	
もくずがに	かにうけ	日券	500円
		年券	5,000円
	かにかご	年券	3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 白川漁業協同組合事務所（菊池郡大津町錦野 4 2 7-3）
- (2) 山本釣具センター本店（熊本市中央区本荘町 6 3 1-1）
- (3) 株式会社藤本建設工業（阿蘇郡南阿蘇村河陽 3 3 7 7-1）

（遊漁承認証に関する事項）

第 7 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 8 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行なわないものとする。

附 則

この規則は、内共2号の免許の日から施行し、その存続期間適用する。

熊本市漁業協同組合内共第3号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、熊本市漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな、おいかわ（はえ）、うなぎ及びぬまえび類（もえび）をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網、四つ手網又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網、四つ手網又はたも網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種のイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
こい、ふな、うなぎ、 おいかわ（はえ）	手釣、竿釣（爆弾釣（団子釣）を除く）	制限なし
こい、ふな、うなぎ、 おいかわ（はえ）、ぬ まえび類（もえび）	投網、四つ手網、たも網	制限なし
うなぎ	てぼ	制限なし

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない

魚種	期間
こい、ふな、うなぎ、お いかわ（はえ）、ぬま えび類（もえび）	1月1日から12月31日まで

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる遊漁の方法により、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 遊漁の方法	イ 区域	ウ 期間
手釣又は竿釣以外の漁法	熊本市中央区出水二丁目画区湖二つ石から 同市東区江津一丁目江津斎藤橋下流端まで の内共3号の漁場内	1月1日から12月31日まで

（遊漁料の額及び納付方法）

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学校児童若しくは中学校生徒又は障害者手帳2級以上の交付を受けた肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい、ふな、	手釣、竿釣	1日500円

うなぎ、 おいかわ（はえ）		年間5,000円
------------------	--	----------

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい、 ふな、 うなぎ、 おいかわ（はえ）、 ぬまえび類（もえび）	投網、 四つ手網、 たも網	1日600円 年間6,000円
うなぎ	てぼ	1本につき 年間15,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 熊本市漁業協同組合事務所（熊本市中央区国府本町5番7号）
- (2) 熊本市漁協が委嘱した釣具店や販売所

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

緑川漁業協同組合内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、緑川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ（はえ）、わかさぎ、やまめ、もくずがに、てながえび及びすっぽんをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣、投網、刺網、かにかご又はすっぽんかごによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣、投網、刺網、かにかご又はすっぽんかごによる遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種のイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる範囲内でなければならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ規模
あゆ	竿釣	リールの使用は認めない 延べ竿のみ
	がっくりがけ	リールの使用は認めない 延べ竿のみ

	アユルアー	リールの使用は認めない 延べ竿のみ
	投網	網目は15センチメートルにつき30節以下
	刺網	網地は一重でなければならない 1人40メートル以内 網目は15センチメートルにつき30節以下
こい	竿釣	1人3本以内
	バクダン釣	1人3本以内
	投網	網目は15センチメートルにつき30節以下
	刺網	網地は一重でなければならない 1人40メートル以内 網目は15センチメートルにつき30節以下
ふな	竿釣	1人3本以内
	バクダン釣	1人3本以内
	投網	網目は15センチメートルにつき30節以下
	刺網	網地は一重でなければならない 1人40メートル以内 網目は15センチメートルにつき30節以下
うなぎ	竿釣	1人3本以内
	うなぎてぼ	1人20個まで
	うなぎかき	制限なし
	たかんぼ	1人50個まで
おいかわ (はえ)	竿釣	1人3本以内
	投網	網目は15センチメートルにつき30節以下
	刺網	網地は一重でなければならない 1人40メートル以内 網目は15センチメートルにつき30節以下
わかさぎ	竿釣	1人3本以内
やまめ	竿釣	制限なし
もくずかに	かにかご	1人10個まで
てながえび	竿釣	1人3本以内
すっぽん	竿釣	1人3本以内
	はえなわ	制限なし

	すっぽんかご	1人10個まで
--	--------	---------

(遊漁の区域)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種のイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる区域内で行わなければならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ区域
あゆ	竿釣	内共第4号の漁場内
	がっくりがけ	内共第4号の漁場内
	アユルアー	内共第4号の漁場内
	投網	内共第4号の漁場内 ただし、中甲橋より上流の緑川支流及び八勢川合流点より上流の御船川と八勢川を除く
	刺網	内共第4号の漁場内 ただし、宮内発電所より上流の緑川及び横野橋より上流の御船川を除く
こい	竿釣	内共第4号の漁場内
	バクダン釣	内共第4号の漁場内
	投網	内共第4号の漁場内 ただし、中甲橋より上流の緑川支流及び八勢川合流点より上流の御船川と八勢川を除く
	刺網	内共第4号の漁場内 ただし、宮内発電所より上流の緑川及び横野橋より上流の御船川を除く
ふな	竿釣	内共第4号の漁場内
	バクダン釣	内共第4号の漁場内
	投網	内共第4号の漁場内 ただし、中甲橋より上流の緑川支流及び八勢川合流点より上流の御船川と八勢川を除く
	刺網	内共第4号の漁場内 ただし、宮内発電所より上流の緑川及び横野橋より上流の御船川を除く
うなぎ	竿釣	内共第4号の漁場内
	うなぎてぼ	内共第4号の漁場内

	うなぎかき	内共第4号の漁場内
	たかんぼ	内共第4号の漁場内
おいかわ (はえ)	竿釣	内共第4号の漁場内
	投網	内共第4号の漁場内 ただし、中甲橋より上流の緑川支流及び八勢川 合流点より上流の御船川と八勢川を除く
	刺網	内共第4号の漁場内 ただし、宮内発電所より上流の緑川及び横野橋 より上流の御船川を除く
わかさぎ	竿釣	内共第4号の漁場内
やまめ	竿釣	内共第4号の漁場内
もくずかに	かにかご	内共第4号の漁場内
てながえび	竿釣	内共第4号の漁場内
すっぽん	竿釣	内共第4号の漁場内
	はえなわ	内共第4号の漁場内
	すっぽんかご	内共第4号の漁場内

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種のイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ期間
あゆ	竿釣	6月1日から12月31日まで
	がっくりがけ	10月1日から12月31日まで
	アユルアー	10月1日から12月31日まで
	投網	7月1日から12月31日まで
	刺網	8月1日から12月31日まで
こい	竿釣	1月1日から12月31日まで
	バクダン釣	1月1日から12月31日まで
	投網	7月1日から12月31日まで
	刺網	8月1日から12月31日まで
ふな	竿釣	1月1日から12月31日まで
	バクダン釣	1月1日から12月31日まで
	投網	7月1日から12月31日まで

	刺網	8月1日から12月31日まで
うなぎ	竿釣	1月1日から12月31日まで
	うなぎてぼ	1月1日から12月31日まで
	うなぎかき	1月1日から12月31日まで
	たかんぼ	1月1日から12月31日まで
おいかわ (はえ)	竿釣	1月1日から12月31日まで
	投網	7月1日から12月31日まで
	刺網	8月1日から12月31日まで
わかさぎ	竿釣	1月1日から12月31日まで
やまめ	竿釣	3月1日から9月30日まで
もくずかに	かにかご	8月1日から12月31日まで
てながえび	竿釣	1月1日から12月31日まで
すっぽん	竿釣	1月1日から12月31日まで
	はえなわ	1月1日から12月31日まで
	すっぽんかご	8月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、熊本県漁業調整規則の規定による遊漁禁止区域及び次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
緑川乙女橋下流端から田口橋上流端まで	9月1日から10月31日まで

(大きさの制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄の大きさ以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
やまめ	全長10センチメートル
もくずかに	甲幅長3センチメートル
うなぎ	全長25センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学

校児童のときは無料、中学校生徒、肢体不自由者又は70歳以上のときは、1日券を除き、第1号又は第2号に掲げる額（遊漁年券）の二分の一に相当する額とする。

一 竿釣又ははえなわによる遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料の額	
		1日遊漁券	遊漁年券
あゆ	竿釣（友釣・がっくりがけ・アユルアー）	1,000円	5,000円
こい	竿釣（バクダン釣）	500円	3,500円
ふな	竿釣（バクダン釣）	500円	3,500円
うなぎ	竿釣	500円	3,500円
おいかわ（はえ）	竿釣	500円	3,500円
わかさぎ	竿釣	500円	3,500円
やまめ	竿釣	1,000円	3,500円
てながえび	竿釣	500円	3,500円
すっぽん	竿釣・はえなわ	500円	3,500円

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料の額	
		1日遊漁券	遊漁年券
あゆ	投網	1,000円	5,000円
	刺網		20,000円
こい	投網	1,000円	5,000円
	刺網		20,000円
ふな	投網	1,000円	5,000円
	刺網		20,000円
うなぎ	うなぎてぼ・うなぎかき たかんぼ	1,000円	5,000円

おいかわ（はえ）	投 網	1, 000円	5, 000円
	刺 網		20, 000円
もくずがに	かにかご		7, 000円
すっぽん	すっぽんかご		7, 000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、うなぎてぼ、うなぎかき又はたかんぼについては、緑川漁業協同組合事務所にて納付しなければならない。また、それ以外の遊漁をする場合においては、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 緑川漁業協同組合事務所（上益城郡甲佐町田口2073番地）

(2) 各市町村所在の緑川漁協承認証取扱釣具店及び取扱店

（遊漁承認証に関する事項）

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証及び腕章を遊漁者に交付するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
緑川乙女橋から田口橋に至る区域

- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章及び帽子を着用するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

（違反者に対する措置）

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、内共第4号の免許の日から実施し、その存続期間適用する。

氷川漁業協同組合 内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、氷川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、うなぎ、やまめ、もくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種で、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	竿釣	制限しない
	投網	網目1.5センチメートル以上
やまめ	竿釣	制限しない
うなぎ	竿釣	竿釣1人3本以内
もくずがに	かにかご	径50センチメートル以内 1人3個以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種で、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
あ ゆ	竿釣	6月1日から12月31日まで
	投網	7月1日から12月31日まで
やまめ	竿釣	3月1日から9月30日まで
うなぎ	竿釣	1月1日から12月31日まで
もくずがに	かにかご	9月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる河川のイ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中、エ欄に掲げる漁法で、遊漁をしてはならない。

ア河川名	イ 区 域	ウ 期 間	エ漁法
氷川	浜牟田橋上流端から下流400メートルまで	3月1日から7月31日まで 10月1日から11月30日まで	全ての 漁法
	氷川大堰堰堤より上流300メートルから 氷川大堰堰堤より下流50メートルまで	3月1日から8月31日まで	
	東陽町北新堰堤より上流100メートルから 東陽町北新堰堤より下流150メートルまで	1月1日から8月31日まで	
	白岩戸橋上流端から下流150メートル (第2堰)まで	1月1日から8月31日まで	
	打合瀬（本流と河俣川の合流点）から 龍神橋（吊り橋）まで	7月1日から8月31日まで	投 網

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児及び小学校児童は無料、中学校生徒又は障害者手帳2級以上の交付を受けた肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

一 竿釣（穴釣も含む）による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣・投網	1日1,000円、年間5,000円
やまめ	竿釣	
うなぎ	竿釣(穴釣も含む)	

二 その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
もくずがに	かにかご	年間5,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定する販売店において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 氷川漁業協同組合事務所(八代市鏡町塩浜392-24)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の住所、氏名
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

球磨川漁業協同組合

(内共第 6 号第 5 種)

漁業権遊漁規則

球磨川漁業協同組合

球磨川漁業協同組合内共第 6 号
第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、球磨川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 6 号第 5 種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、やまめ、おいかわ(はえ)、うぐい(いだ)、もくずかに、すっぽん及びてながえびをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はたも網(叉手網を含む。)による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した採捕承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はたも網(叉手網を含む。)による遊漁の場合には第 11 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認める場合又は第 11 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 7 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	竿 釣 ・ た も 網	リールの使用は認めない
	刺 網	(1) 60 統(1 張の長さは 25 メートル、1 人 5 張まで) (2) 網目の大きさは 2 センチメートル以上でなければならない (3) 網地は一重でなければならない
	投 網	網目の大きさは 2 センチメートル以上でなければならない
	が っ く り 掛 瀬 づ き が っ く り 掛	(1) 1 人 1 箇所まで (2) リールの使用は認めない
	ほ こ 突	発射装置のないもの
こ い	竿 釣 ・ 手 釣	1 人 5 本まで
	刺 網	(1) 20 統(1 張の長さ 25 メートル 1 人 2 張までとする。) (2) 網目の大きさは 15 センチメートルにつき 3 節のものに限る。 (3) 網地は一重でなければならない
	投 網	網目の大きさは 5 センチメートル以上でなければならない
	ほ こ 突	発射装置のないもの
ふ な	竿 釣 ・ 手 釣	1 人 5 本まで
	投 網	網目の大きさは 5 センチメートル以上でなければならない
	ほ こ 突	発射装置のないもの
う な ぎ	竿 釣 ・ 手 釣	1 人 10 本まで
	う な ぎ か ご	1 組 3 本とし、1 人 3 組まで

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
う な ぎ	う な ぎ 塚	(1) 1人5箇所まで(直径1.5メートル未満) (2) 通常水位で水面以上出ないこと
	は え な わ	1張の長さ50メートルに釣り針10本とし、 1人10張まで
	ほ こ 突	発射装置のないもの
や ま め	竿 釣 ・ 手 釣	制限なし
	ほ こ 突	発射装置のないもの
お い か わ (は え)	竿 釣 ・ 手 釣	制限なし
	刺 網	(1) 1張の長さは25メートル、1人5張まで (2) 網地は一重でなければならない (3) 網目の大きさは、6月1日から12月31日までは2センチメートル以上、1月1日から2月末日までは1.5センチメートル以上でなければならない
	投 網	網目の大きさは、6月1日から12月31日までは2センチメートル以上、1月1日から2月末日までは1.5センチメートル以上でなければならない
	ほ こ 突	発射装置のないもの
う ぐ い (い だ)	竿 釣 ・ 手 釣	1人5本まで
	刺 網	(1) 1張の長さは25メートル、1人5張まで (2) 網目の大きさは3センチメートル以上でなければならない (3) 網地は一重でなければならない
	投 網	網目の大きさは2センチメートル以上でなければならない
	い だ つ き 場	1人1箇所まで
	ほ こ 突	発射装置のないもの
も く ず か に	竿 釣 ・ 手 釣	制限なし

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
もくずかに	か に か ご	1人5個まで
	か に う け	1人1箇所までとし、支川に限る
す っ ぽ ん	竿 釣 ・ 手 釣	1人10本まで
	す っ ぽ ん か ご	1人5個まで
	は え な わ	1張50メートルに釣り針10本とし、 1人10張まで
手ながえび	竿 釣 ・ 手 釣	制限なし
	た も 網	網目制限なし (但し、直径20センチメートル以下)

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種の、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
あ ゆ	竿釣・刺網・投網・たも網 (叉手網も含む。)ほこ突	6月1日から12月31日まで
	が っ くり 掛	8月1日から12月31日まで 但し、8月1日から9月30日までは次表 の区域に限る
	瀬づきがっくり掛	10月1日から12月31日まで
こ い	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	刺 網	1月1日から2月末日まで
	投 網 ・ ほ こ 突	6月1日から12月31日まで
ふ な	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	投 網 ・ ほ こ 突	6月1日から12月31日まで
う な ぎ	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	う な ぎ か ご う な ぎ 塚 ほ こ 突	6月1日から12月31日まで
	は え な わ	2月1日から9月30日まで
や ま め	竿 釣 ・ 手 釣 ・ ほ こ 突	3月1日から9月30日まで

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 期 間
お い か わ (は え)	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	刺 網 ・ 投 網	1月1日から2月末日まで及び 6月1日から12月31日まで
	ほ こ 突	6月1日から12月31日まで
う ぐ い だ (い だ)	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	刺 網 ・ 投 網	1月1日から2月末日まで及び 6月1日から12月31日まで
	い だ つ き 場	3月1日から5月31日まで
	ほ こ 突	6月1日から12月31日まで
も く ず か に	竿 釣 ・ 手 釣	9月1日から12月31日まで
	かにかご・かにうけ	9月1日から12月31日まで
す っ ぽ ん	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	す っ ぽ ん か ご	6月1日から12月31日まで
	は え な わ	2月1日から9月30日まで
手 な が え び	竿 釣 ・ 手 釣	1月1日から12月31日まで
	た も 網	6月1日から12月31日まで

次表

水系	河川名	区域
球磨川	球磨川	1) 球磨郡錦町錦大橋下流端から下流右岸同郡相良村、左岸同郡錦町木綿葉大橋上流端までの内水面 2) 万江川吐合口(左岸人吉市中神町小柿第1排水樋管排水口上流側境界線とその延長線上の右岸同町に設置した標柱とを結んだ線)から下流同町天狗橋上流端までの内水面 3) 右岸球磨郡球磨村、左岸葦北郡芦北町大瀬橋下流端から同下流右岸球磨郡球磨村、左岸葦北郡芦北町大野大橋上流端までの内水面
	川辺川	4) 球磨郡相良村六藤橋下流端から下流同村観音橋上流端までの内水面 5) 球磨郡相良村境田橋下流端から下流同村柳瀬橋上流端までの内水面

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、熊本県漁業調整規則の規定による遊漁禁止区域及び組合と各市町村の協議によって指定する遊漁禁止区域内においては、遊漁をしてはならない。

- 2 前条に規定する、うぐい、おいかわの魚種を対象とする投網、刺網を漁具とする場合は、電源開発瀬戸石発電所瀬戸石ダムえん堤下流全域に限り 1 月 1 日から 2 月末日の間遊漁を禁止する。
- 3 球磨川右岸八代市麦島東町、同左岸八代市高下東町球磨川堰上流端から上流へ 30 メートル、同堰上流端から下流へ 80 メートルまでの区域は、1 月 1 日から 12 月 31 日まで周年の採捕を禁止する。
- 4 前川右岸八代市末広町、同左岸八代市麦島東町新前川堰上流端から上流へ 30 メートル、同堰上流端から下流へ 80 メートルまでの区域は、1 月 1 日から 12 月 31 日まで周年の採捕を禁止する。

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
や ま め	全長 10 センチメートル
も く ず か に	甲幅長 3 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第 1 号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小学校児童のときは無料、中学校生徒のときはあゆを除くその他の魚種については無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とし、満 65 歳以上の高齢者が幼児を伴うときはおいかわ(はえ)又はうぐい(いだ)を竿釣又は手釣をする場合に限り遊漁料は免除する。

(1) 手釣、竿釣又はたも網(又手網も含む)による遊漁の場合

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
A 券 全 魚 種	竿釣・手釣・たも網(又手網も含む)	年間 8,000 円 1 日 2,000 円
B 券 あゆを除く全魚種	竿釣・手釣・たも網(又手網も含む)	年間 6,000 円 1 日 2,000 円
C 券 あゆ・やまめ・うなぎ こい・すっぽんを除く 全魚種	竿釣・手釣・たも網(又手網も含む)	年間 3,000 円 1 日 500 円

(2)その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あ ゆ	刺 網	1 統(5 張まで)	年間 60,000 円
	投 網	1 把	年間 5,000 円
	瀬づきがっくり掛	1 箇 所	年間 3,000 円
	ほ こ 突	発射装置のないもの	年間 5,000 円
こ い	刺 網	1 統 2 張まで	年間 5,000 円
	投 網	1 把	年間 5,000 円
	ほ こ 突	発射装置のないもの	年間 5,000 円
ふ な	投 網	1 把	年間 5,000 円
	ほ こ 突	発射装置のないもの	年間 5,000 円
う な ぎ	う な ぎ か ご	1 組(3 本として)	年間 3,000 円
	う な ぎ 塚	1 塚(5 箇所まで)	年間 3,000 円
	は え な わ	10 張まで	年間 5,000 円
	ほ こ 突	発射装置のないもの	年間 5,000 円
や ま め	ほ こ 突	発射装置のないもの	年間 5,000 円
お い か わ (は え)	刺 網	1 統 5 張まで	年間 5,000 円 (1 月 1 日から 2 月末日まで)
	投 網	1 把	年間 2,000 円 (1 月 1 日から 2 月末日まで)
		1 把(あゆの投網採捕承認 証購入以外の場合に限り 徴収する) 網目 2 センチメートル以上 とする	年間 5,000 円
	ほ こ 突	発射装置のないもの	年間 5,000 円

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
う ぐ い (い だ)	刺 網	1 統 5 張まで	年間 5,000 円 (1 月 1 日から 2 月末日まで)
	投 網	1 把	年間 2,000 円 (1 月 1 日から 2 月末日まで)
		1 把(あゆの投網採捕承認証購入以外の場合に限り徴収する) 網目 2 センチメートル以上とする	年間 5,000 円
う ぐ い (い だ)	い だ つ き 場	1 箇 所	年間 2,000 円
	ほ こ 突	発射装置のないもの	年間 5,000 円
も く ず か に	か に か ご	1 個	年間 2,000 円
	か に う け	1 箇 所	年間 5,000 円
す っ ぽ ん	す っ ぽ ん か ご	1 個	年間 2,000 円
	は え な わ	10 張まで	年間 5,000 円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣、投網又はたも網(叉手網も含む。)による遊漁の場合には、当該遊漁をする以前において、役員、地区役員又は漁場監視員に申告した上で納付するものとする。

(1)球磨川漁業協同組合(熊本県八代市麦島東町 14-1)

(2)各市町村所在の釣具店の球磨川遊漁証取扱店

3 前項ただし書に規定する遊漁料の納付が遊漁の事後になり漁協関係者の発見によって行われた場合は、当該遊漁料のほかに漁業権管理費として当該遊漁料の 1 割相当額を手数料として徴収する。

(遊漁承認証に関する事項)

第 8 条 組合は、第 2 条第 2 項に規定する口頭による申請を承認したときは別記様式第 1 号による遊漁承認証及び腕章を、採捕承認申請書の提出による申請を承認したときは別記様式第 2 号による採捕承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証及び腕章又は採捕承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証及び腕章又は採捕承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合員が行う漁業に支障を与えてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子及び腕章をつけるものとする。

(1)氏名

(2)有効期間

(3)注意事項

(4)その他必要な事項

(5)発行者名

- 3 前項に規定する漁場監視員証は別記様式第3号によるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は令和6年1月1日から施行する。

遊 漁 承 認 証

年度		遊漁承認証		No.
住所				
氏名		年令	才	免許用写真を はって下さい 3cm 2.8cm
1. 承認期間 2. 魚 種 球磨川に (あゆ、こい、ふな、うなぎ、はえ、 生息する (いだ、やまめ、しづぼん、もくず がに、手ながえび 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。 4. 漁 場 球磨川全水域 (禁漁区を除く) 5. 遊漁料金 円也				
上記の金額正に受領しました。				取扱者印
令和 年 月 日発行 八代市美島東町14号1番 球磨川漁業協同組合				

年度		遊漁承認証		No.
住所				
氏名		年令	才	免許用写真を はって下さい 3cm 2.8cm
1. 承認期間 2. 魚 種 球磨川に (こい、ふな、うなぎ、はえ、い 生息する (やまめ、しづぼん、もくずが に、手ながえび 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。 4. 漁 場 球磨川全水域 (禁漁区を除く) 5. 遊漁料金 円也				
上記の金額正に受領しました。				取扱者印
令和 年 月 日発行 八代市美島東町14号1番 球磨川漁業協同組合				

年度		遊漁承認証		No.
住所				
氏名		年令	才	免許用写真を はって下さい 3cm 2.8cm
1. 承認期間 2. 魚 種 球磨川に (はえ、いだ、ふな、 生息する (もくずがに、手ながえび 3. 漁具漁法 手釣、竿釣、たも網に限る。 4. 漁 場 球磨川全水域 (禁漁区を除く) 5. 遊漁料金 円也				
上記の金額正に受領しました。				取扱者印
令和 年 月 日発行 八代市美島東町14号1番 球磨川漁業協同組合				

○注意事項

- 1 遊漁者は、漁業権が設定されている河川・湖沼(以下「河川等」という。)において遊漁を行う際には、河川等ごとに定められた遊漁規則に基づき、遊漁料を納付しなければなりません。
- 2 遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。また、問題行為のある釣り人を見かけたときには漁協事務所(0965 - 32 - 3266)まで御一報ください。
- 3 遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、御協力ください。
- 4 遊漁承認証に組合印及び取扱者印のないものは無効とします。
- 5 遊漁者は、遊漁をするときは、本証と共に所定の腕章(ワッペン等)を併せ携帯しなければならない。
- 6 遊漁承認証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 7 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。
- 8 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
- 9 遊漁者は、互いに適当な距離を保ち、他の者の遊漁に迷惑となる行為をしてはならない。
- 10 熊本県漁業調整規則及び遊漁規則を遵守しなければならない。
- 11 釣り(瀬づきがっくり掛を除く)及びたも網(口径1m以下)以外の漁具、漁法によって遊漁する者は、採捕承認申請書を所定の期日まで提出して組合の承認を受け、別に所定の遊漁料を納付しなければならない。
- 12 1月1日から5月31日までの期間刺網及び投網を使用して魚類を採捕してはならない。但し、遊漁規則第4条に定めるおいかわ(はえ)、うぐい(いだ)、こいの採捕を除く。
- 13 うなぎは全長21cm以下、こいは全長10cm以下、やまめは全長10cm以下のものを採捕してはならない。
- 14 バクダン釣りに使用する釣竿は、1人5本以下でなければならない。
- 15 事後購入の場合は遊漁規則第7条3項により、当該遊漁料の1割相当額を徴収します。

○当組合が行っている増殖事業

- 1 当組合が行っている増殖手法は、産卵場の造成、稚魚・成魚・発眼卵放流、禁漁区の設定及び下流からの掬い上げ放流です。

○当組合が行っている漁場管理

- 1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。

漁業法 第 195 条 漁業権又組合員行使権を侵害した者は 100 万円以下の罰金に処する。

熊本県漁業調整規則抜粋

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第四十九条 水産動植物に有害なものを遺棄し、又は漏せつしてはならない。

(禁止区域等)

第四十条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間内中、同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
4 あゆ	12月1日から翌年3月31日まで	海面
	1月1日から5月31日まで	内水面
8 あまご	10月1日から翌年2月末日まで	内水面
9 やまめ	10月1日から翌年2月末日まで	内水面

第三十七条 何人も、内水面において、あゆがっくり掛により、6月1日から9月30日までの期間内は、水産動物を採捕してはならない。

※ただし、熊本県漁業調整規則第 37 条ただし書に定める区域及び期間内においては、この限りではない。

(漁具漁法の制限及び禁止)

第三十五条 何人も、内水面において次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (一) 発射装置を有する漁具
 - (二) びん(ガラス製品、陶製品、金属製品及び化学製品のものをいう。)漬、おけ漬及び箱漬
 - (三) う飼い
 - (四) 提灯たぶ(別名いなあみ又は地獄網。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合を除く。)
 - (五) さかうけ
 - (六) 流水を枯渇させ、又は著しく減少させる漁法
 - (七) 潜水引掛
 - (八) からから〔別名弓張、川掃除又はばたばた(へらびき及びうづなを含む)〕
 - (九) 二重以上の網地をもって構成する刺網
 - (十) 地びき網及び船びき網
 - (十一) 水中に電流を通じてする漁法
 - (十二) 球磨川水系における火光利用漁法(第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合を除く。)
 - (十三) 球磨川水系における夜堀
- (さく河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第四十七条 さく河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。

採 捕 承 認 証
表

年度	採捕承認証 No. _____		
住所	_____		
氏名	_____	年齢	_____才
1. 承認期間			
2. 魚 種			
3. 漁具漁法			
4. 漁 場			
5. 採捕料金 _____ 円也			
上記の金額正に受領しました。			
			取扱者印
令和 年 月 日発行	八代市愛島東町14号1番		
球磨川漁業協同組合			

裏

○注意事項

- 1 遊漁承認証に組合印及び取扱者印のないものは無効とします。
- 2 採捕者は、採捕をするときは、採捕承認証を携帯しなければならない。
- 3 採捕承認証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
- 4 採捕者は、漁場監視員の要求があったときは、採捕承認証を提示しなければならない。
- 5 熊本県漁業調整規則及び遊漁規則を遵守しなければならない。
- 6 網目2cm未満及び二重以上の刺網で魚類を採捕してはならない。
- 7 1月1日から5月31日までの期間刺網及び投網を使用して魚類を採捕してはならない。但し、遊漁規則第4条に定めるハエ、イダ、コイの採捕を除く。
- 8 やまめは、10月1日から翌年2月末日まで採捕してはならない。
- 9 うなぎは全長21cm以下、こいは全長10cm以下、やまめは全長10cm以下のものを採捕してはならない。
- 10 互いに適当な距離を保ち、他の者に迷惑をかけぬように漁をしなければならない。
- 11 組合は採捕者がこの規則に違反した場合はその者の採捕の中止を命じ、以後の採捕を拒否する事ができる。
- 12 遊漁者の現場売は遊漁規則第7条3項により1割増となります。

○当組合が行っている増殖事業

- 1 当組合が行っている増殖手法は、産卵場の造成、稚魚・成魚・発眼卵放流、禁漁区の設定及び下流からの掬い上げ放流です。

○当組合が行っている漁場管理

- 1 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。

漁場監視員証

表

第 号	漁場監視員証		
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。			
	住所		
	氏名	生年 月日	年 月 日
	有効期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
撮 影	発行者 球磨川漁業協同組合		

裏

- 注意事項
- 1 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する帽子及び腕章をつけるものとする。
 - 2 遊漁規則第9条に基づき漁場監視員は遊漁者に対し、遊漁承認証・腕章又は採捕承認証の提示を求めたり、遊漁の際には指示することが出来ます。
 - 3 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることが出来ます。
 - 4 漁場監視員は、いかなる場合でも、遊漁者に対して、暴行若しくは脅迫を加え又は威嚇を行ってはならない。

水俣川漁業協同組合第5種共同漁業権に関する 内共第7号共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、水俣川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、おいかわ（はえ）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法及び遊漁期間を口頭で行う。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第13条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法、期間等)

第3条 次のア欄に掲げる魚種を対象とするイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる統数の範囲内においてエ欄に掲げる区域でオ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	竿釣	1人1本	内共第7号の漁場区域 (第6条に規定する禁漁区を除く)	6月1日午前8時より 12月31日まで
	たも網	制限なし		
	投網	1人1統		
こい漁業	竿釣	1人3本以内	内共第7号の漁場区域 (第6条に規定する禁漁区を除く)	1月1日から 12月31日まで
	たも網	制限なし		
	投網	1人1統		
おいかわ（はえ） 漁業	竿釣	1人3本以内	内共第7号の漁場区域 (第6条に規定する禁漁区を除く)	1月1日から 12月31日まで
	たも網	制限なし		
	投網	1人1統		
うなぎ漁業	竿釣	1人3本以内	内共第7号の漁場区域 (第6条に規定する禁漁区を除く)	5月1日から 9月30日まで
	うなぎかご	1人5本以内		
	うなぎかぐら (うなぎ築石)	1人2ヶ所以内		汐止めから下流 ただし、新水俣橋上流30メートルの区域を除く

もくずがに漁業	かにかご	1人4個以内	内共第7号の漁場区域 (第6条に規定する禁漁 区を除く)	9月15日から 12月31日まで
---------	------	--------	------------------------------------	---------------------

(漁法の禁止)

第4条 次の漁法により遊漁を行ってはならない。

川舟、いかだ及び脚立の利用、がっくりがけ、打込網、刺し網・瀬張(いかなる網でも張切をすること)、毒物、爆発物の使用、電気利用、流水の枯渇・減少、びんづけ、鉾つき、潜水かけ、からから、のはえ(つけ釣りを含む)による漁法の遊漁を行ってはならない。ただし、がっくりがけは、釣専用区域内に限り3尾まで可、又、10月1日から12月31日までは使用してもよい。

(漁具の制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とするイ欄に掲げる漁具による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具	ウ 規模
あゆ	投網	網目1.5センチメートル(五分目)以上
	たも網	口径1メートル未満
こい	投網	網目1.5センチメートル(五分目)以上
	たも網	口径1メートル未満
おいかわ(はえ)	投網	1.5センチメートル(五分目)以上 (ただし、12月1日から翌年3月31日まではこの限りではない。)
	たも網	口径1メートル未満
うなぎ	うなぎかぐら(築石)	直径1.5メートル未満

(遊漁の禁止及び漁法の制限)

第6条 遊漁者は、次に掲げる禁漁区では、水産動植物の繁殖保護のため一切の遊漁をしてはならない。

- (1) 長野禁漁区 長野転倒井堰下流100m地点から長野橋上流100mの区間
- (2) 釣橋禁漁区 市渡瀬釣橋上流端から400メートル上流にある元村井堰までの区間
- (3) 湯出禁漁区 湯出小学校下の舟迫橋から1,000m上流の流合橋までの区間

2 竿釣専用での行使の制限

遊漁者は、組合が定めた竿釣専用区域(水俣川桜野橋から上流蛇淵まで)では、6月1日から8月31日までの期間においては、午前8時から午後6時までの間、竿釣によるあゆの遊漁以外の遊漁をしてはならない。

3 水俣川に架かる幸橋、新水俣橋、鶴田橋及び渡野橋並びに湯出川に架かる江南橋・転倒堰から上流右岸の車道、歩道から投網及び竿釣による遊漁をしてはならない。

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
うなぎ	21センチメートル
こい	10センチメートル
おいかわ(はえ)	3センチメートル
もくずがに	甲羅の径が5センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、竿釣については、遊漁者が未就学の幼児、小学校児童又は中学校生徒のときは無料。

一 竿釣(うなぎの穴釣含む)、うなぎかぐら(うなぎ築石)、うなぎかごによる遊漁の場合

魚 種	漁具方法		遊漁料の額	
あゆ	竿釣	徒歩	日	1,500円
			年	5,000円
こい、おいかわ(はえ)	竿釣	徒歩	日	500円
			年	1,500円
うなぎ	竿釣	徒歩	日	1,500円
			年	5,000円
	うなぎかご		年	1人 1,000円
	うなぎかぐら(甲券所有者)		年	1基 1,000円

二 その他の場合

魚 種	漁 具 方 法		遊 漁 料 の 額	
あゆ、こい、 おいかわ(はえ)	投網	徒歩	年	5,000円
	たも網			
もくずがに	かにかご	徒歩	年	1個につき 1,000円 1人4個以内

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 組合が依頼した鑑札交付所

ア 中川釣具店(水俣市大園町1-1-2)

イ 畑上石油(水俣市深川209-1)

ウ 下田商店(水俣市湯出1567)

(2) 水俣川漁業協同組合事務所(水俣市大迫746-2又は組合長宅)

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式1の1による遊漁承認鑑札及び別記様式1の2による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認鑑札及び遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

2 遊漁承認鑑札及び遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認鑑札及び遊漁承認証を携帯し、漁場監視員(組合員)の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員(組合員)の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員(組合員)は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員(組合員)は、本組合員を証する組合員証、組合員鑑札又は監視員を証する監視員帽(別記様式2)のいずれかをつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。悪質な違反者については関係機関と連携して必要な措置を講ずることが出来る。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

附則

この規則は令和6年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

様式1の1 遊漁承認鑑札

① 年 度
水俣川漁業 協同組合印

つ り 年 度
水俣川漁業 協同組合印

か に 年 度
水俣川漁業 協同組合印

様式1の2

遊漁承認証	区分		番号		領収金額	円
	住所	市 町		水俣川漁業協同組合		印
	氏名			鑑札交付所		

様式 2

組合員鑑札

組 合 員
水俣川漁業 協同組合印

監視員帽



組合員証(監視員)

No.
組合員証(監視員証)
下記の者は、当組合の組合員(漁場監視員)であることを証明します。
氏名
発行 年 月 日
発行者
水俣川漁業協同組合 印

小国漁業協同組合 内共第8号第5種共同漁業権 遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、小国漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は組合が指定するオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次表のア欄に掲げる魚種で、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模
あゆ	竿釣（がっくり掛けは除く）	制限しない
やまめ	竿釣	制限しない

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	毎年総会で決定した日若しくは6月1日のいずれか遅い日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

河川名	区域	期間
杖立川 (上田)	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字坂本堰 堤上流端より上流 同町赤とうぐうま での区域	1月1日から 12月31日まで
杖立川 (上田)	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字寺尾野 橋上流端から上流 360m までの区域	同上
杖立川 (北里)	熊本県阿蘇郡小国町大字北里字沖の田 堰堤より上流 尻江田橋下流端までの 区域	同上
杖立川 (黒淵)	熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字蓬莱 蓬莱橋を中心とし上流 タカゴ淵から 下流 山角橋上流端までの区域	同上
杖立川 (宮原)	熊本県阿蘇郡小国町大字宮原水源地堰 堤上流端より上流 とける淵までの区 域	同上
杖立川 (下城)	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字湯鶴県 境より上流 宮原はん田滝までの区域 (網漁業以外の漁業を除く)	1月1日から あゆ解禁日まで
杖立川 (下城)	熊本県阿蘇郡小国町大字下城字本村橋 上流端から上流 宇土橋下流端までの 区域 (網漁以外の漁業を除く)	1月1日から 12月31日まで
志賀瀬川 (満願寺)	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺立岩 折戸橋下流端から下流 立岩 700m まで の区域	同上
中原川 (中原)	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原轟橋下 流端から下流 300m までの区域	同上
中原川 (中原)	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原瓜上橋 下流端から下流 和田 (中原小学校前 堰堤上流端) まで 500m の区域	同上
志賀瀬川 (満願寺)	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺荒倉 橋下流端から下流 竹熊橋上流端まで の区域	同上

田原川 (満願寺)	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺寺迫橋下流端から下流 波居原橋上流端までの区域	同上
馬場川 (赤馬場)	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場戸無から柏木蛇の尾、中畑までの区域	同上
志賀瀬川 (赤馬場)	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場巡淵橋下流端から下流 宮原仁瀬橋上流端までの区域	同上

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学校児童、又は中学校生徒のときは無料、75歳以上又は肢体不自由者のときは二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ、やまめ	竿釣	年間5,000円
あゆ	竿釣	1日2,500円
やまめ	竿釣	1日1,000円 年間3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 道の駅小国 ゆうステーション (阿蘇郡小国町宮原1754-17)
- (2) 杖立温泉観光協会 (阿蘇郡小国町下城4173-5)
- (3) 南小国町総合物産館 きよらかアサ (阿蘇郡南小国町赤馬場1789-1)
- (4) 釣り具のまつお (大分県日田市中釣町759-1)
- (5) 大倉つり具店 (大分県日田市竹田新町5-4)
- (6) 小国漁業協同組合事務局

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

- (7) 注意事項
 - (8) その他参考となるべき事項
 - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行し、免許の期間適用する。

鏡町漁業協同組合内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鏡町漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法のうちウ欄に掲げる規模の漁具により、エ欄に掲げる人数の範囲内において、オ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 人数	オ 期間
こい、ふな、うなぎ	手釣、竿釣	制限なし	制限なし	1月1日から 12月31日まで
	投網（徒歩）、投網（船）	網目2センチメートル以上	制限なし	1月1日から 12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学校児童、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額			
		大江湖	ピンヤ		
こい、 ふな、 うなぎ	手釣、竿釣	1日	1,000円	1日	1,000円
		年間	10,000円	年間	10,000円

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		
			大江湖	ピンヤ
こい、 ふな、 うなぎ	投網（徒歩）	年間	3,000円	3,000円
	投網（船）	年間	5,000円	5,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 鏡町漁業協同組合事務所（熊本県八代市鏡町野崎1028番地2）

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第7条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

(地元民に対する遊漁の取扱いについて)

第9条 八代市鏡町北新地農家地元民との遊漁関係については、昭和48年12月28日協定した事項に従って実施するものとする。

附 則

この規則は、この共同漁業権の免許の日から施行し、この共同漁業権の存続期間適用する。

別記様式（1）

遊 漁 承 認 証

表 NO. 遊 漁 承 認 証 下記のとおり遊漁を承認します。 記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">住所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">(年令)</td> </tr> </table>	住所		氏名	(年令)
住所					
氏名	(年令)				
承認期間					
魚 種					
漁具・漁法					
遊 漁 区 域					
遊 漁 料					
発 行 者					
鏡町漁業協同組合					

裏 注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2 内共第10号の漁場において遊漁する際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。

様式（2）

漁 場 監 視 員 証

表 NO. 漁 場 監 視 員 証 下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年令)
住所	
有効期間	
発行者	
鏡町漁業協同組合	

裏 注意事項
<ol style="list-style-type: none"> 1 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2 この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。

昭和漁業協同組合
内共第11号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、昭和漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第11号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種のイ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、ウ欄に掲げる統数の範囲内で、エ欄に掲げる区域において、オ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 統数	エ 区域	オ 期間
ふな	手釣、竿釣、投網（徒歩）、投網（船）	制限なし	内共第11号	1月1日から 12月31日まで
うなぎ	手釣、竿釣	制限なし	内共第11号	1月1日から 12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学校児童、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

一 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		日	1,000円
ふな、 うなぎ	手釣、竿釣	年	5,000円

二 その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
		年	5,000円
ふな、 うなぎ	投網（船）	年	10,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 昭和漁業協同組合事務所（熊本県八代市昭和明徴町837番地）

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、この共同漁業権の免許の日から施行し、この共同漁業権の存続期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認証

表	裏				
<p>NO.</p> <p>遊漁承認証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊漁者</td> <td style="width: 90%;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 (年令)</td> </tr> </table> <p>承認期間</p> <p>魚種</p> <p>漁具・漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">昭和漁業協同組合</p>	遊漁者	住所		氏名 (年令)	<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2 内共第11号の漁場において遊漁する際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。
遊漁者	住所				
	氏名 (年令)				

別記様式第2号

漁場監視員証

表	裏				
<p>NO.</p> <p>漁場監視員証</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">氏名</td> <td style="width: 20%;">(年令)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者</p> <p style="text-align: center;">昭和漁業協同組合</p>	氏名	(年令)	住所		<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2 この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。
氏名	(年令)				
住所					

鏡町漁業協同組合内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鏡町漁業協同組合（以下「本組合」という。）が昭和漁業協同組合と共有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法のうちウ欄に掲げる規模の漁具により、エ欄に掲げる人数の範囲内において、オ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 人数	オ 期間
こい、 ふな、うなぎ	手釣、 竿釣	制限なし	制限なし	1月1日から 12月31日まで
	投網（徒歩）、 投網（船）	網目2センチメ ートル以上	制限なし	1月1日から 12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学校児童、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる

額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
		1日	1,000円	
こい、 ふな、 うなぎ	手釣、竿釣	年間	5,000円	

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
		年間	2,000円	
こい、 ふな、 うなぎ	投網（徒歩）	年間	2,000円	
	投網（船）	年間	3,000円	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 鏡町漁業協同組合事務所（熊本県八代市鏡町野崎1028番地2）

(2) 昭和漁業協同組合事務所（熊本県八代市昭和明徴町837番地）

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第7条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、この共同漁業権の免許の日から施行し、この共同漁業権の存続期間適用する。

別記様式（1）

遊 漁 承 認 証

表	裏				
<p>NO. 遊 漁 承 認 証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 90%;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 (年令)</td> </tr> </table> <p>承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊 漁 区域 遊 漁 料 発 行 者 内共第12号共同漁業権管理協議会</p>	遊 漁 者	住所		氏名 (年令)	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2 内共第12号の漁場において遊漁する際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。
遊 漁 者	住所				
	氏名 (年令)				

様式（2）

漁 場 監 視 員 証

表	裏				
<p>NO. 漁 場 監 視 員 証</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">氏名</td> <td style="width: 40%;">(年令)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者 内共第12号共同漁業権管理協議会</p>	氏名	(年令)	住所		<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2 この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。
氏名	(年令)				
住所					

昭和漁業協同組合
内共第12号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、昭和漁業協同組合（以下「本組合」という。）が鏡町漁業協同組合と共有する内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法のうちウ欄に掲げる規模の漁具により、エ欄に掲げる人数の範囲内において、オ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 人数	オ 期間
こい、 ふな、うなぎ	手釣、 竿釣	制限なし	制限なし	1月1日から 12月31日まで
	投網（徒歩）、 投網（船）	網目2センチメ ートル以上	制限なし	1月1日から 12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就

学の幼児のときは無料、小学校児童、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
		1日	1,000円	
こい、 ふな、 うなぎ	手釣、竿釣	年間	5,000円	

(2) その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額		備考
		年間	2,000円	
こい、 ふな、 うなぎ	投網（徒歩）	年間	2,000円	
	投網（船）	年間	3,000円	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 鏡町漁業協同組合事務所（熊本県八代市鏡町野崎1028番地2）

(2) 昭和漁業協同組合事務所（熊本県八代市昭和明徴町837番地）

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第7条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、この共同漁業権の免許の日から施行し、この共同漁業権の存続期間適用する。

別記様式（1）

遊 漁 承 認 証

表	裏				
<p>NO. 遊 漁 承 認 証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 90%;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 (年齢)</td> </tr> </table> <p>承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊 漁 区 域 遊 漁 料 発 行 者 内共第12号共同漁業権管理協議会</p>	遊 漁 者	住所		氏名 (年齢)	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2 内共第12号の漁場において遊漁する際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。
遊 漁 者	住所				
	氏名 (年齢)				

様式（2）

漁 場 監 視 員 証

表	裏				
<p>NO. 漁 場 監 視 員 証</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">氏名</td> <td style="width: 40%;">(年齢)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者 内共第12号共同漁業権管理協議会</p>	氏名	(年齢)	住所		<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2 この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。
氏名	(年齢)				
住所					

鏡町漁業協同組合 内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、鏡町漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣又は竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣又は竿釣による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第4条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄に掲げる漁具・漁法のうちウ欄に掲げる規模の漁具により、エ欄に掲げる人数の範囲内において、オ欄に掲げる期間内で行われなければならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模	エ 人数	オ 期間
こい、 ふな、うなぎ	手釣、竿釣	制限なし	制限なし	1月1日から 12月31日まで
	投網（徒歩）、 投網（船）	網目2センチメートル以上	制限なし	1月1日から 12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第4条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学校児童、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

(1)手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
こい、 ふな、 うなぎ	手釣、竿釣	1日	1,000円
		年間	5,000円

(2)その他の場合

魚種	漁具漁法	遊漁料の額	
こい、 ふな、 うなぎ	投網（徒歩）	年間	2,000円
	投網（船）	年間	3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 鏡町漁業協同組合事務所（熊本県八代市鏡町野崎1028番地2）

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第7条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第8条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、この共同漁業権の免許の日から施行し、この共同漁業権の存続期間適用する。

別記様式（1）

遊 漁 承 認 証

表	裏				
<p>NO. 遊 漁 承 認 証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。 記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">遊 漁 者</td> <td style="width: 90%;">住所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名 (年令)</td> </tr> </table> <p>承認期間 魚 種 漁具・漁法 遊 漁 区 域 遊 漁 料 発 行 者 鏡町漁業協同組合</p>	遊 漁 者	住所		氏名 (年令)	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。 2 内共第13号の漁場において遊漁する際は必ず本証を携帯し漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。 3 遊漁者の礼を正しくし他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 4 遊漁者は漁場監視員の指示に従わなければならない。 5 遊漁者が規定された漁具漁法以外で採捕した場合はただちに遊漁の中止を命じ、本証を没収し、以後の遊漁を拒否する。
遊 漁 者	住所				
	氏名 (年令)				

様式（2）

漁 場 監 視 員 証

表	裏				
<p>NO. 漁 場 監 視 員 証</p> <p>下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">氏名</td> <td style="width: 20%;">(年令)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所</td> </tr> </table> <p>有効期間</p> <p>発行者 鏡町漁業協同組合</p>	氏名	(年令)	住所		<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 監視員が監視に従事するときは、この証を携帯し、腕章をつけなければならない。 2 この証は他人に譲渡、又は貸与してはならない。
氏名	(年令)				
住所					

郡築内水面漁業協同組合 内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、郡築内水面漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな、うなぎ及びぼらをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、**歩行竿釣**(うき釣若しくはばくだん釣)又は歩行投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した別記様式第1号の遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、**歩行竿釣**(うき釣若しくはばくだん釣)又は歩行投網による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
歩行竿釣	1人3本以内
歩行投網、船投網	網長6m以内、網目2センチメートル以上
たかんぼ	3本結び延べ縄50か所以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	ウ 期 間
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	4月1日から9月30日まで
ぼら	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	30センチメートル
ふな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
ぼら	制限なし

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の用事又は小学校児童のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

一 歩行竿釣又はたかんぼによる遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
こい、 ふな	歩行竿釣・うき釣	1日500円 年間3,000円
	歩行竿釣・ばくだん釣	1日500円 年間5,000円
ぼら	歩行竿釣・うき釣	1日500円 年間3,000円
うなぎ	歩行竿釣・うき釣	1日500円 年間3,000円
	たかんぼ・3本くぶり	年間1,500円

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
こい、ふな、ぼら	歩行投網	だぶ解禁日3,000円 年間3,000円
	船投網	だぶ解禁日3,000円 年間3,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 郡築内水面漁業協同組合事務所(八代市郡築十番町182-2)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号の遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は帽子を使用するものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、内共第14号の免許の日から施行し、免許の存続期間適用する。

別記様式第1号

遊 漁 承 認 申 請 書

郡築内水面漁業協同組合 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

下記のとおり承認を受けたいため、郡築内水面漁業協同組合内共第14号第5種共同漁業権行使規則第2条の規定により申請します。

記

1、遊漁対象水産動植物： こい ふな うなぎ ぼら

2、漁 具・漁 法： 竿釣（うき釣） 竿釣（ぼくだん釣）
歩行投網 船投網 たかんぼ

3、遊 漁 区 域 ： 内共第14号第5種共同漁業権に係る漁場

4、遊 漁 期 間 ： 年 月 日から 年 月 日まで
年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第2号

(表)

遊 漁 承 認 証		
下記のとおり遊漁を承認します。		
年 月 日		
記		
遊 漁 者		
住所		
氏 名		
遊漁承認期間		
	年 月 日から	年 月 日まで
1 遊漁対象水産動植物：		
2 漁 具・漁 法：		
3 遊 漁 料：		
郡築内水面漁業協同組合 ㊟		
取扱者		㊟

(裏)

注 意 事 項	
記	
1	遊漁証は、他人に貸与してはならない。
2	遊漁者は、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2	遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3	遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
4	組合は、遊漁者が内共第14号第5種共同漁業権遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。

漁 場 監 視 員 証

下記の者は郡築内水面漁業協同組合の漁場監視員であることを証明する。

記

住 所

氏 名

生年月日

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

郡築内水面漁業協同組合 ⑩

八代南部内水面漁業協同組合 内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、八代南部内水面漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第15号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(こい、ふな及びうなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で行うものとする。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣又は投網による遊漁の場合には第8条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第6条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種で、イ欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内においてエ欄に掲げる区域でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模	エ 区 域
こい	竿釣(徒歩)、投網(徒歩)	制限しない	内共第15号の漁場内
ふな	竿釣(徒歩)、投網(徒歩)	制限しない	内共第15号の漁場内
うなぎ	竿釣(徒歩)	5本以内	内共第15号の漁場内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	ウ 期 間
こい	1月1日から12月31日まで
ふな	1月1日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい	竿釣(徒歩)、投網(徒歩)	1日500円 年間3,000円
ふな	竿釣(徒歩)、投網(徒歩)	
うなぎ	竿釣(徒歩)	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 八代南部内水面漁業協同組合事務所(八代市水島町2975番地)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、内共第15号の免許の日から施行し、免許の存続期間適用する。

蘇陽地域漁業協同組合内共第16号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、蘇陽地域漁業協同組合が有する内共第16号第5種共同漁業権に係わる漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（こい、やまめ、いわな及びにじますをいう。以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別区域の設定)

第2条 漁場区域において、川走川水系白水川の阿蘇郡高森町中字白水213-2番地先標注第1号と阿蘇郡高森町中字白水又942番地先標柱第2号を結ぶ直線から下流1,200m阿蘇郡高森町中字上川走758番地先標柱第3号と高森町矢津田字井良ヶ迫1-3番地先標柱第4号を結ぶ直線までの区間を特別区域と定める。（以下、この特別区域を「白水川溪流釣場」という。）

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第3条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、口頭で、又はオンラインシステムによりしなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣（餌）、竿釣（疑似餌）又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 遊漁者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、イ欄に掲げる規模の範囲内において、それぞれウ欄に掲げる区域内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模	ウ 区域
手釣、竿釣（餌）	制限しない	制限しない
竿釣（疑似餌）	制限しない	制限しない
投網	制限しない	白水川溪流釣場以外

（遊漁期間）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こい	1月1日から12月31日まで
いわな、にじます	1月1日から12月31日まで
やまめ	3月1日から9月30日まで

（禁止区域）

第6条 第5条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
五ヶ瀬川と三ヶ所川の合流地点から五ヶ瀬川上流1.5キロメートルまで	1月1日から12月31日まで
柳谷川、白水川及び川走川合流地点から柳谷川上流500メートル及び川走川下流500メートルまで	1月1日から12月31日まで

（全長制限）

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ、いわな、にじます	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学校児童又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。また、第2号の場合において、当該遊漁をする時点で遊漁者の年齢が満13歳以上の場合は大人、遊漁者が小学校児童の場合を子供として遊漁料を定める。

(1) 手釣又は竿釣(餌)による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい、やまめ、 いわな、にじます	手釣、竿釣 (餌・疑似餌)	1日	800円
		1年	2,000円

(2) 白水川溪流釣場における遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
やまめ、いわな、 にじます	手釣、 竿釣(餌釣)、	大人 4時間	4,500円
		子供 4時間	3,900円
やまめ、いわな、 にじます	手釣、 竿釣(疑似餌)	大人 5時間	4,500円
		子供 5時間	3,900円

(3) その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
こい、やまめ、 いわな、にじます	投網	年間	4,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

遊漁料納付場所	株式会社フィッシュパス遊漁券購入サイト https://www.fishpass.co.jp/news/ 株式会社フィッシュパス
	熊本県上益城郡山都町長崎364番地 服掛松キャンプ場
	熊本県上益城郡山都町馬見原201-4番地 有限会社 工藤石油
	熊本県上益城郡山都町米迫237-6番地 歌瀬キャンプ場
	熊本県上益城郡山都町今831-4番地 興梶テツ子氏宅

遊漁料納付場所	熊本県阿蘇郡高森町大字草部750番地 白水川溪流管理区域内蘇陽地域漁業協同組合の管理受付所
白水川溪流管理区域の遊漁料納付場所	熊本県阿蘇郡高森町大字草部750番地 白水川溪流管理区域内蘇陽地域漁業協同組合の管理受付所

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。なお、第8条第1項第3号の遊漁承認証は別記様式第3号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
 - 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。
- 2 第3条の規定による承認を受けずに遊漁を行った者又は定められている遊漁時間を超過して遊漁を行った者に対しては、第8条に規定する遊漁料とは別に、1万円を組合に納付させるものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

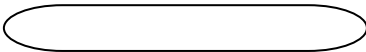
様式第1号

年券表

令和 年
遊漁証
漁具・漁法
氏名

蘇陽地域漁業協同組合

年券裏


注意事項
●遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を厳守して下さい。
蘇陽地域漁業協同組合

1日券 表

令和	年		
一日遊漁			
許可証			
金額	800円		
令和	年	月	日
蘇陽地域漁業協同組合			

つりはマナーを
守って楽しみまし

一日券 裏

注意事項

●遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を厳守して下さい。

—漁協印無きものは無効—


様式第 2 号

表

漁場監視員証
住所 氏名

蘇陽地域漁業協同組合

裏


注意事項
●漁場監視委員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない
蘇陽地域漁業協同組合

様式第3号
遊漁承認証
表

蘇 陽 漁 協 特 設 釣 場 遊 漁 承 認 証			
<input type="checkbox"/> エサ釣り	大人	4時間	¥4,500
<input type="checkbox"/> エサ釣り	子供(小学生)	4時間	¥3,900
<input type="checkbox"/> ルアー・フライ釣り	大人	5時間	¥4,500
<input type="checkbox"/> ルアー・フライ釣り	子供(小学生)	5時間	¥3,900
		期間	年 月 日 当日限り
		遊漁時間	: ~ :
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 蘇 陽 漁 協 地 域 同 組 合 長 印 </div>		☎0967-64-0440	

裏

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁には危険が伴います。遊漁中は周囲に充分注意してください。なお、駐車場を含み遊漁中の事故については、当漁協及びつりセンターは一切の責任を負いません。 2. 遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。問題行為を発見した場合、遊漁の中止を命じ、以後その者の特別区域での遊漁を拒絶する。既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。 3. 遊漁券の貸借は厳禁します。

綾北川槻木漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、綾北川槻木漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、やまめ、こい、おいかわ（はえ）及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請して承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はたも網（又手網を含む。）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はたも網（又手網を含む。）による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の養殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
手釣	3本以内
竿釣	3本以内
蚊針、毛針	1本とする（枝針8本まで）
投網	網目の大きさは2センチメートル以上
刺網	50続以内（11節以上の太目の網長さ25メートル）
かし針	1人20本（流し針はできない）
たも網（又手網を含む）	制限なし

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とするイ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚 種	イ 漁 法	ウ 期 間
あゆ	手釣、竿釣	7月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで
	たも網（又手網も含む）、投網（船打を除く）、刺網	8月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで
やまめ	手釣、竿釣、毛針	3月1日から9月30日までの期間内で理事会が定める日まで
こい	手釣、竿釣	1月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで
おいかわ（はえ）	手釣、竿釣	1月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで
	毛針	6月1日から2月末日までの期間内で理事会が定める日まで
うなぎ	手釣、竿釣、かし針	1月1日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児、小学校児童、中学校若しくは高等学校の生徒又は多良木町が募集した「ふるさと森の会員」で多良木町長が証明書を発行した者については無料とする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、投網、たも網（又手網を含む）	1日 1,000円 年間 4,000円
やまめ	手釣、竿釣、蚊針、毛針	
こい	手釣、竿釣、かし針	
おいかわ（はえ）	手釣、竿釣、蚊針、毛針	
うなぎ	手釣、竿釣、かし針	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣、投網による遊漁の場合には、当該遊漁する以前において、理事又

は漁場監視員に納付することができる。

綾北川槻木内水面漁業協同組合事務所

(熊本県球磨郡多良木町大字槻木496番地の1)

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は組合が指定する漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記第3号様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、令和6年1月1日から施行し、免許の存続期間適用する。

別記様式第1号

遊漁承認申請書

遊漁承認申請書		令和 年 月 日
綾北川槻木漁業協同組合長 殿		
住所		
氏名		印
<p>下記のとおり承認を受けたいため、綾北川槻木漁業協同組合が有する内共第17号第5種共同漁業権に係る綾北川槻木漁業協同組合内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則第2条の規定に基づき申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採捕する水産動植物の種類 2. 漁具・漁法 3. 遊漁区域又は場所 4. 遊漁期間 		

別記様式第2号

遊漁承認証

(おもて)	(うら)						
<p>遊漁承認証 No.</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">遊漁者</td> <td style="width: 35%;">(住所)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(氏名)</td> <td>(年齢)</td> </tr> </table> <p>承認期間 漁具・漁法 遊漁区域 遊漁料</p> <p style="text-align: right;">発行者 綾北川槻木漁業協同組合 代表理事組合長 印</p>	遊漁者	(住所)			(氏名)	(年齢)	<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁をする場合は、この承認証を見やすい所に保持してください。 2. この承認証は、承認期間を過ぎた後は使用できません。 3. この承認証は、承認期間を過ぎた後は、直ちに綾北川槻木漁業協同組合事務所に返還してください。 4. この承認証は、他人に貸与してはなりません。 5. 漁場監視員の要求があるときは、この承認証を提示してください。 6. お互い川をきれいにしましょう。
遊漁者	(住所)						
	(氏名)	(年齢)					

漁場監視員

(おもて)

漁場監視員証 No.	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者	
綾北川槻木漁業協同組合	
代表理事組合長	印

(うら)

注意事項
1. 漁場監視の際は、必ず本証を携帯すること。
2. 常に組合員と連絡を密にし、違反等のないよう指導すること。
3. いかなる場合でも、遊漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え又は威嚇を行ってはならない。
4. 漁場監視の結果は、その都度、組合長に連絡すること。

芦北町内水面漁業協同組合内共第18号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、芦北町内水面漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第18号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ及びもくずがにをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請して承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投網	網の全長15メートル以内 網目15ミリメートル以上
刺網	1人3張りまで 網の全長15メートル以内 網目15ミリメートル以上
蟹籠	1人10籠以内
うけ	1人1箇所

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日から11月30日(日出から日没まで)
もくずがに	9月1日から12月31日

2 前項の公表は、組合に提示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児、小学校児童又は中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

一 手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣、竿釣	1日500円、年間3,000円
	投網	1日1,500円、年間4,000円

二 その他の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
あゆ	刺網	1日1,500円、年間8,000円
もくずがに	籠(1籠につき)	1日500円、年間3,000円
	うけ	年間5,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

(1) 芦北町内水面漁業協同組合事務所(芦北町大字花岡21番地5)

(遊漁承認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定する漁場監視員

において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、この共同漁業権の免許の日から施行し、この共同漁業権の存続期間適用する。